

(別紙第1)

身柄付補導委託先の開拓について

1 身柄付補導委託は、少年が補導委託先で生活を共にし、仕事を教わる中で、生活習慣や社会人としての心構えを学び、家族や周囲の者との付き合い方を見つめ直すことができるなど、非行の立ち直りに重要な役割を果たしている制度である。

しかし、実際には、社会経済情勢、とりわけ雇用形態等の変化や家族の在り方の変容などに伴い、少年を住込みや寮で預かることができる雇用主が減少している。

そのような状況の中で、家庭裁判所は、補導委託先の開拓に当たっており、前回の委員会において保護観察所の協力雇用主の活用について御提案をいただいたことに非常に感謝している。

2 前回の家裁委員会の後(11月22日)、大阪保護観察所を訪問して協力を依頼したところ、少年の住込み就労が可能な協力雇用主として、理美容店1カ所の紹介を受けた。

裁判所の担当者が理美容店経営者を訪問し、補導委託制度の説明をした上で店の状況や指導態勢について対話し、少年が宿泊する寮を見学した。最終的には、補導委託先とする条件面が調わず、その時点での登録は見送ることとなったが、経営者からは、条件が調った時点で改めて裁判所に連絡する旨積極的な意向を聞いている。

また、保護観察所においても、改めて別の協力雇用主も紹介することを検討されていると聞いている。

3 そのほか、自治体の関係部局に赴いて相談し、業種団体の総会の場で補導委託制度の説明を行う機会を得ることができた。